

xSPのための青少年ネット規制法対策 ～ ISP編～

2008年11月27日

NTTコミュニケーションズ

北村 和広

インターネット上の違法・有害情報の分類

(1) 違法な情報

権利侵害情報

- ・名誉毀損、プライバシー侵害
- ・著作権侵害
- ・商標権侵害

その他の違法情報

- ・わいせつ情報(わいせつ物公然陳列、児童ポルノ公然陳列、出会い系サイト規制法違反の誘引行為等)
- ・薬物関連情報(麻薬売買の広告等)
- ・振り込め詐欺等関連情報

インターネット上の違法・有害情報の分類

(2) 違法ではない情報(有害な情報)

公序良俗に反する情報

- ・人の尊厳を害する情報(殺害画像、死体画像等)
- ・自殺を誘引する書き込み
- ・爆発物の製造方法、運転免許証その他の公的証明書の偽造方法を教示する情報
- ・殺人、脅迫等違法行為の請負、仲介等に関する情報

青少年に有害な情報

- ・アダルト、出会い系サイト
- ・暴力的表現

インターネット上の違法・有害情報への対応

情報の分類		現状での対応
違法情報	権利侵害情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による情報の削除等の自主的対策 ・発信者情報開示による被害者救済 ・プロバイダ責任制限法および関連ガイドライン
	その他の違法情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による情報の削除等の自主的対策 ・「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」(2006.11)
違法でない情報	公序良俗に反する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による約款に基づく情報の削除等の自主的対策 ・「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(2006.11) ・「インターネット上での自殺予告事案への対応に関するガイドライン」(2005.10)
	青少年に有害な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による自主的対策 ・フィルタリング ・e-ネットキャラバン

インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口

インターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、適切に警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼等を行う



プロバイダ責任制限法

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限
発信者情報の開示を請求する権利



被害者(侵害されたとする者)に対する責任

以下の①、②の場合でなければ、**責任なし**

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき

プロバイダ等
による対応

削除せず

削除

発信者に対する責任

以下の①、②の場合は、いずれも**責任なし**

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき
- ② 権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合

出典: 総務省

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/pdf/zukai.pdf

ISPにおけるパケットフィルタリング(1)

● 「通信の秘密」(事業法第4条)との関係

「通信の秘密」の範囲

- ・通信内容、通信当事者の氏名、発信場所、通信日時、通信量、ヘッダ情報等の構成要素、通信の存否の事実等

「侵害する行為」の定義

- ・通信当事者以外の第三者が積極的意思を知得しようとする事
- ・第三者にとどまっている秘密をそのものが漏洩(他人が知りうる状態にしておく)すること及び窃用(本人の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること)すること

違法性が阻却される要件

- ・正当業務行為 目的の必要性、行為の正当性、手段の相当性
- ・正当防衛
- ・緊急避難
- ・通信当事者の同意 「個別」かつ「明確」な同意が必要

● 「利用の公平」(事業法第6条)との関係

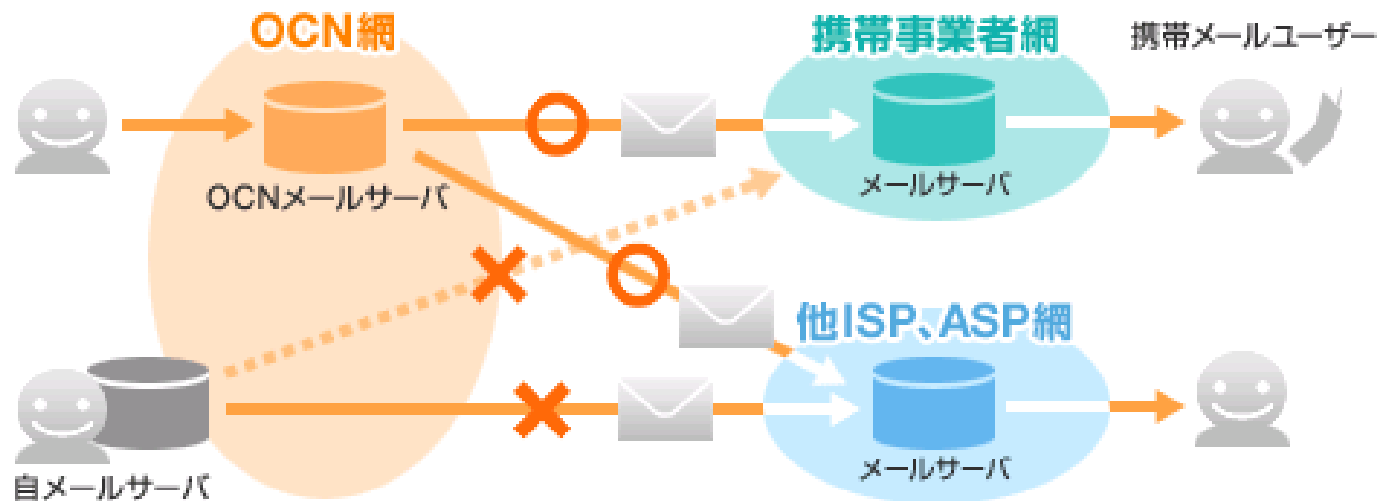
不当な差別的取扱いの禁止

パケットフィルタリングの実施例(1)

迷惑メール対策

OP25B (Outbound Port 25 Blocking)

動的IPアドレスからOCN網外に送信されるメールを規制します



この対策を講じる事で...

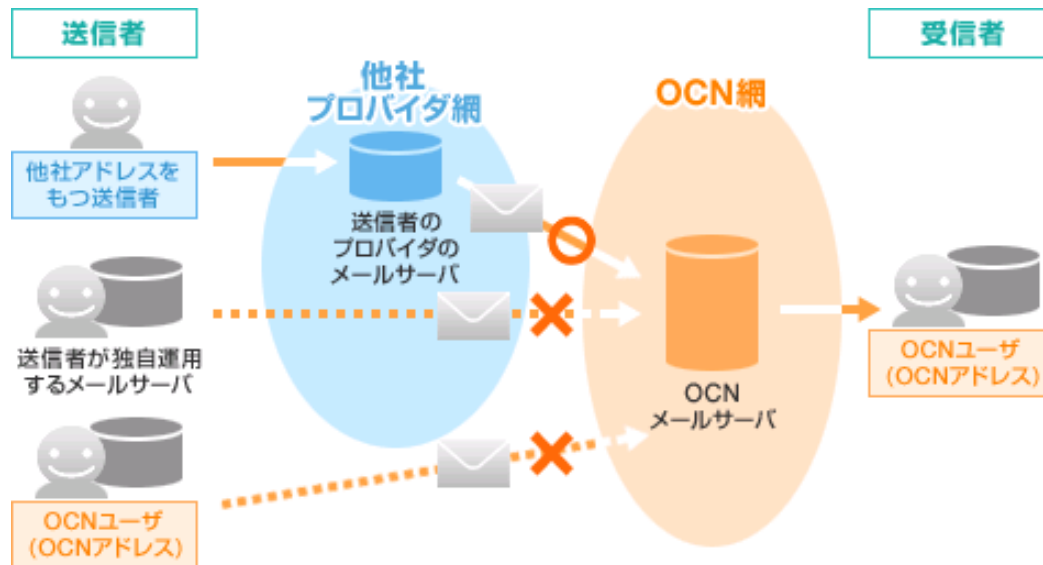
- ・bot感染者からの大量な迷惑メール送信を防止
- ・自前サーバを用いたメール大量送信者からのメール送信を防止

パケットフィルタリングの実施例(2)

迷惑メール対策

IP25B (Inbound Port 25 Blocking)

動的IPアドレスから直接送信されるOCNメールサーバ宛てのメールを規制します



この対策を講じる事で...

- ・bot感染者からの大量な迷惑メール着信を防止
- ・自前サーバを用いたメール大量送信者からのメール着信を防止

パケットフィルタリングの実施例(3)

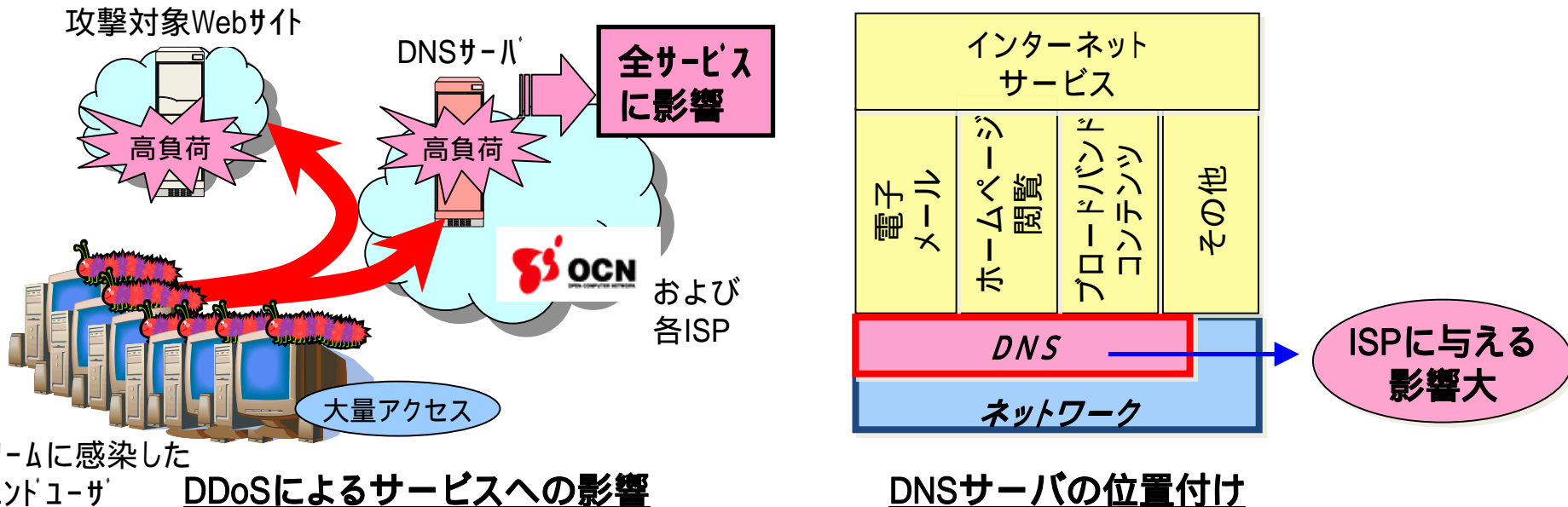
DDOS対策 特定サイトへの攻撃回避

背景

- ・世界的に**ワーム**による**DDoS攻撃**が多発(Netsky、Antinny)
- ・ワームによる**DNSサーバ**に与える影響が深刻(= **IPサービス全体の停止**)

OCNの取り組み

- ・DNS情報を操作し、OCNのサービス全体への**影響を回避** サービス品質を維持
- ・各ISPと協力して、業界全体での取り組みを実施 **インターネット全体を救済**



パケットフィルタリングの実施例(4)

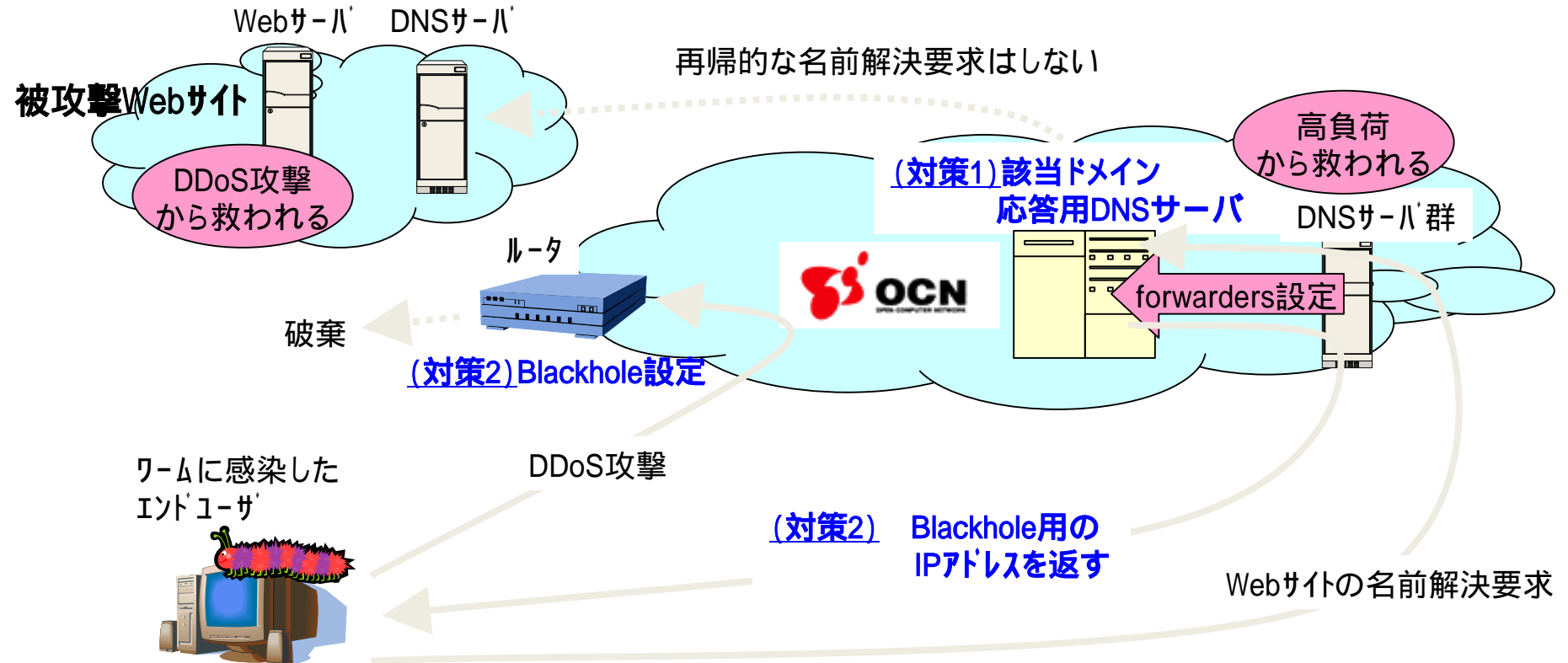
DDOS対策 特定サイトへの攻撃回避

OCN側で実施した緊急対策

- ・発信元が多すぎて、ルータでのフィルタリングでは間に合わない！
- (対策1) 該当ドメイン応答専用のDNSサーバを構築
- (対策2) ダミーIPアドレスを応答させ、Blackholeを設定

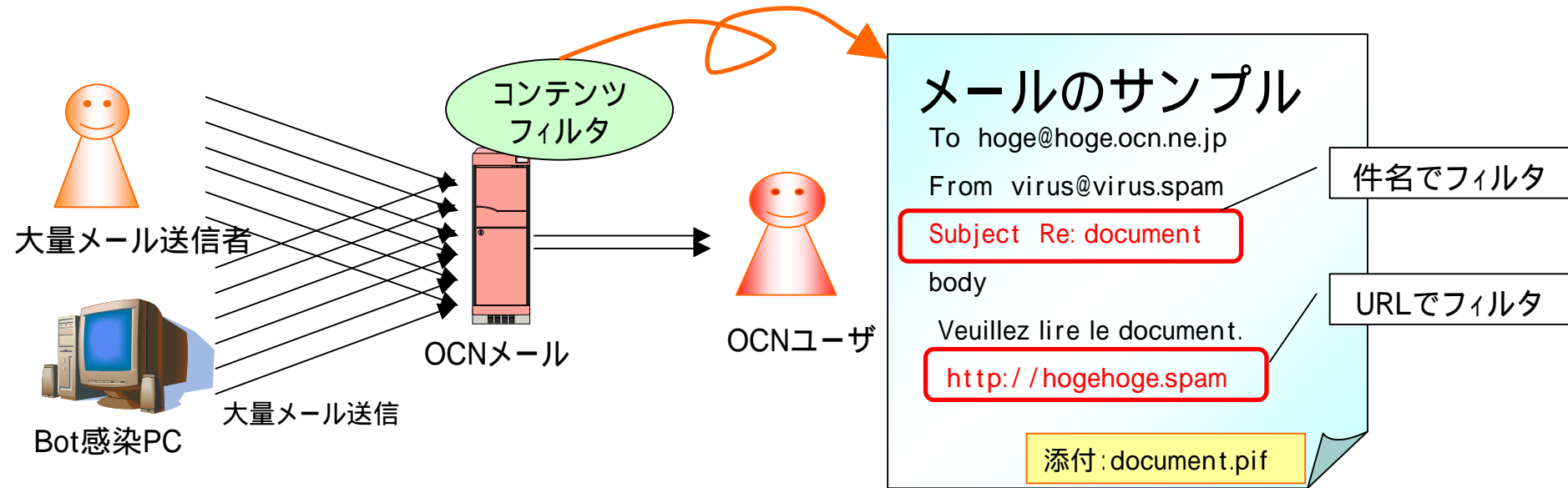
結果

- ・DNSサーバの高負荷を回避
- ・DDoSトラフィックを消滅



パケットフィルタリングの実施例(5)

DDOS対策 コンテンツフィルタリング (subjectやURLで実施)



ウイルスメールが大量発生時した際に、緊急避難的処置の為、一時的にSubjectや本文内のURLでコンテンツフィルタを実施

ISPにとっての青少年ネット規制法(1)

● インターネット接続役務提供事業者の義務(第18条)

- インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときには、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年フィルタリングサービスを提供しなければならない。

● 特定サーバ管理者の努力義務(第21条)

● 特定サーバ管理者

インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバ(特定サーバ)を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者

- 特定サーバ 無料HP、ブログ、フォトサービス等
- 他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときには、青少年閲覧防止措置をとる努力義務がある。

ISPにとっての青少年ネット規制法(2)

- 国民からの連絡の受付体制の整備(第22条)
- 青少年閲覧防止措置に関する記録の作成・保存(第23条)
- 義務については罰則はなし

有害サイトブロックサービス

	サービス名	設定管理	料金 (円)	機能			備考
				閲覧 制限	利用時 間制限	利用者 別設定	
OCN	有害サイトブロック	インストール	210				ユーザによるカテゴリ設定が可能
Biglobe	Webフィルタリング	インストール	210				ユーザによるカテゴリ設定が可能
@nifty	Webフィルタ for Kids	インストール	210				ユーザによるカテゴリ設定が可能
	コンテンツフィルタリングサービス	WebProxy	無料		×	×	提供者側の一律の設定を利用
Plala	ネットバリアベーシック	WebProxy	無料		×	×	提供者側の一律の設定を利用 利用は一部ユーザ(光等)に限る
auone	有害サイトブロック	WebProxy	無料		×	×	提供者側の一律の設定を利用
ODN	ウェブフィルタ	WebProxy	315		×	×	非公開
Micro soft	ファミリーセーフティ	インストール Webコンパネ	無料		×		ユーザによるカテゴリ設定が可能 利用状況をWeb経由で確認可能
Yahoo	Yahoo!あんしんねっと	インストール Webコンパネ	無料		○		ユーザによるカテゴリ設定が可能 利用状況をWeb経由で確認可能

各社とのPCにインストールするタイプや、Webプロキシ型など複数の有害サイトブロック機能を提供

ISPから見た「特定サーバ管理者」の分類

インターネット網

サーバ

自NW外の特定サーバ管理者
(国内、国外)

ISP網内

ISPで運営しているサービス

HPサービス

ブログ

掲示板

コミュニティ

フォトサービス

ISP自らが特定サーバ管理者

ISPに契約してる
ユーザ宅

自営サーバ

一般のお客様

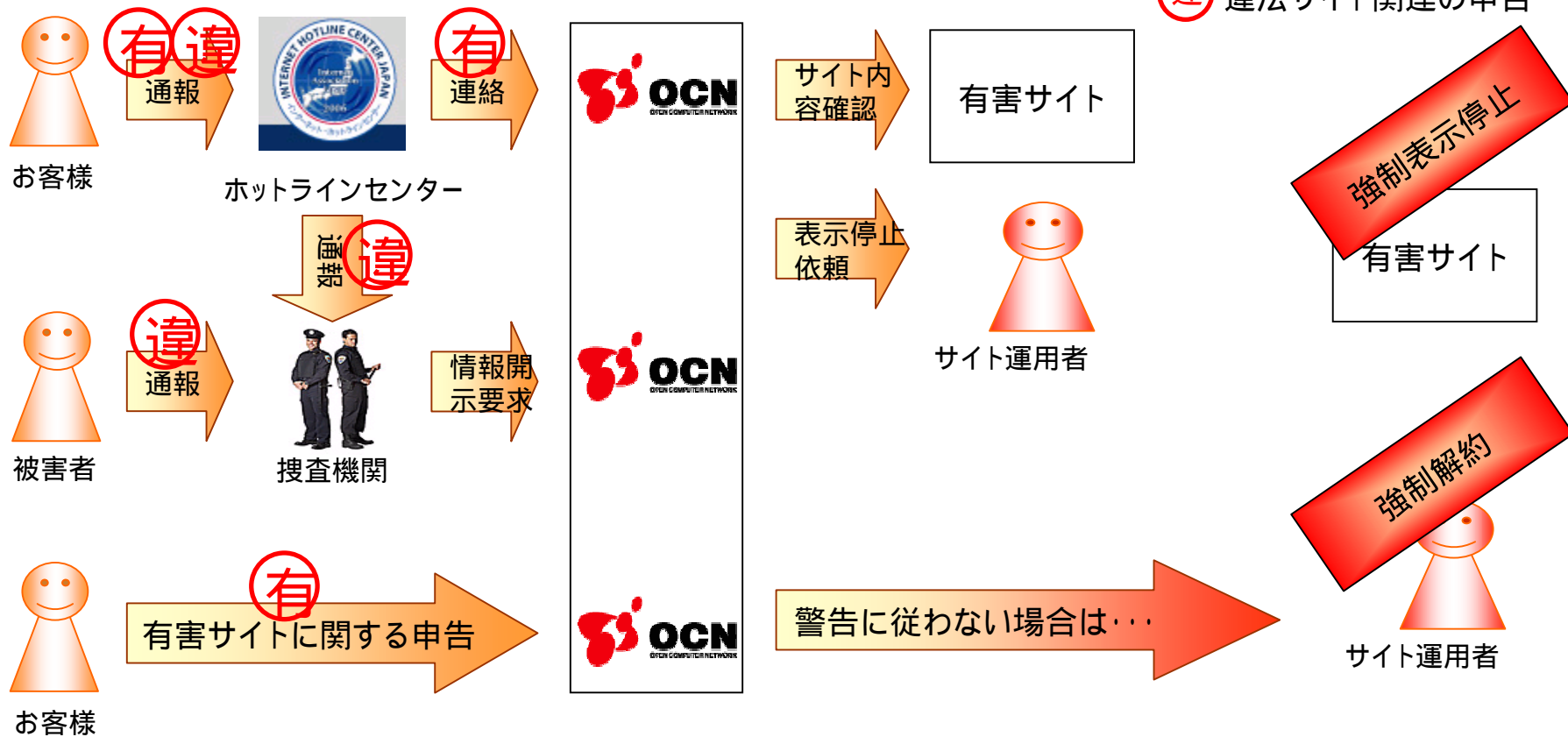
一般のお客様

顧客が特定サーバ管理者 (回線だけISPを利用)

違法・有害サイトに対する運用フロー

(有) 有害サイト関連の申告

(違) 違法サイト関連の申告



- ・申告を契機にサイトの確認を行い問題があればサイト運用者に対して警告
- ・自社サービスについては、運用者による目視確認や設備高負荷契機の発見もあり
- ・サイトの取下げを行わない場合、サイト表示停止や契約解除を実施
- ・契約解除時はブラックリスト登録を行い、今後の契約を防止

ISPにおける違法・有害情報対策に関する課題

● 運用上の課題

- 違法・有害の判断実施
- 権利侵害以外へのプロ責法の拡大は有効なのか？
- 違法情報を削除することへの捜査への影響
- 回線の契約解除(他利用者への影響の可能性)
- 海外事業者との連携体制

● フィルタリングに関する課題

- フィルタリングの限界 発信行為自体を止める方策とセットで
- 違法情報(特に、児童ポルノ)を一律フィルタリング？
(例 BT CleanFeed)
正当業務行為と見なせるのか？